

「次期愛知県ギャンブル等依存症対策推進計画」（素案）の概要

第一章 ギャンブル等依存症対策の基本的な考え方等

I はじめに

1 計画策定の趣旨

ギャンブル等については、多くの人が競馬などの公営競技やばちんこ等を健全に楽しんでいる一方で、のめり込むことによりギャンブル等依存症と呼ばれる状態に至り、ギャンブル等依存症である者及びその家族の日常生活や社会生活に支障を生じさせるのみならず、多重債務や犯罪等の重大な社会問題を生じさせる場合があります。

2018年10月に施行されたギャンブル等依存症対策基本法（平成30年法律第74号。以下「基本法」という。）において、都道府県は、国の「ギャンブル等依存症対策推進基本計画」を基本としつつ、都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画を策定するよう努めなければならないとされました。

これを踏まえ、県の実情に即した「愛知県ギャンブル等依存症対策推進計画」を策定し、ギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進します。

2 計画の性格、期間、基本理念及び基本的考え方

(1) 計画の性格

基本法第13条に規定される「都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画」

(2) 計画の期間

2026年度から2028年度までの3年間

(3) 計画の基本理念

ア ギャンブル等依存症の発症、進行及び再発の各段階に応じた防止及び回復のための対策と円滑な日常生活及び社会生活への支援

イ 多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の関連問題に関する施策との有機的な連携への配慮

(4) 取組に関する基本的な考え方

基本理念の実現に向け、以下の基本的な考え方に基づき、取組を進めます。

ア PDCAサイクルによる計画的な不断の取組の推進

イ 重層的かつ多段階的な取組の推進

ウ 多機関の連携・協力による総合的な取組の推進

3 国、地方公共団体、関係事業者、国民(県民)等の責務

国 : ギャンブル等依存症対策を総合的に策定し、実施する。

地方公共団体 : 国と連携を図りつつ地域の状況に応じた施策を策定し、実施する。

関係事業者 : 国、地方公共団体が実施するギャンブル等依存症対策に協力。

ギャンブル等依存症の発症、進行及び再発の防止に配慮するよう努める。

* 関係事業者とは、「ギャンブル等の実施に係る事業のうちギャンブル等依存症の発症、進行及び再発に影響を及ぼす事業を行う者」を指します。

II 本県のギャンブル等をめぐる状況

1 ギャンブル等の状況

(1) 県内の公営競技場の状況

	競技場名 (所在地)	競技施行者	売上の推移		
			2017年度	2020年度	2023年度
競馬	名古屋競馬場 (弥富市)	愛知県競馬組合	31,530	58,642	81,075
	中京競馬場 (豊明市)	JRA 日本中央競馬会	23,880	3,489	13,799
モーター ボート競走	ボートレース 蒲郡 (蒲郡市)	蒲郡市	83,302	133,175	162,455
	ボートレース とこなめ(常滑市)	常滑市・半田市	35,852	52,768	64,806
競輪	名古屋競輪場 (名古屋市)	名古屋競輪組合	12,927	26,068	25,667
	豊橋競輪場 (豊橋市)	豊橋市	12,639	19,282	25,805

注) 中京競馬場についてはオンライン売上を除く

(2) 県内の遊技場店舗等の状況

	店舗数	機械設置台数		
		ぱちんこ遊技機	回胴式遊技機	合計
2017年度	583 か所	181,877 台	108,802 台	290,679 台
2020年度	492 か所	161,783 台	103,828 台	265,611 台
2023年度	382 か所	136,831 台	91,960 台	228,791 台

出典：全日本遊技事業協同組合連合会ウェブサイト（各年度12月31日現在）

2 ギャンブル等依存症問題の状況

(1) ギャンブル等依存症とは

「ギャンブル等（法律の定めるところにより行われる公営競技、ぱちんこ屋に係る遊技その他の射幸行為をいう。）にのめり込むことにより日常生活または社会生活に支障が生じている状態」と定義されています。

(2) ギャンブル等依存症の状況

「ギャンブル等依存症が疑われる者」の割合は、独立行政法人国立病院機構久里浜医療センター調査により、成人人口の1.7%と推計されています。

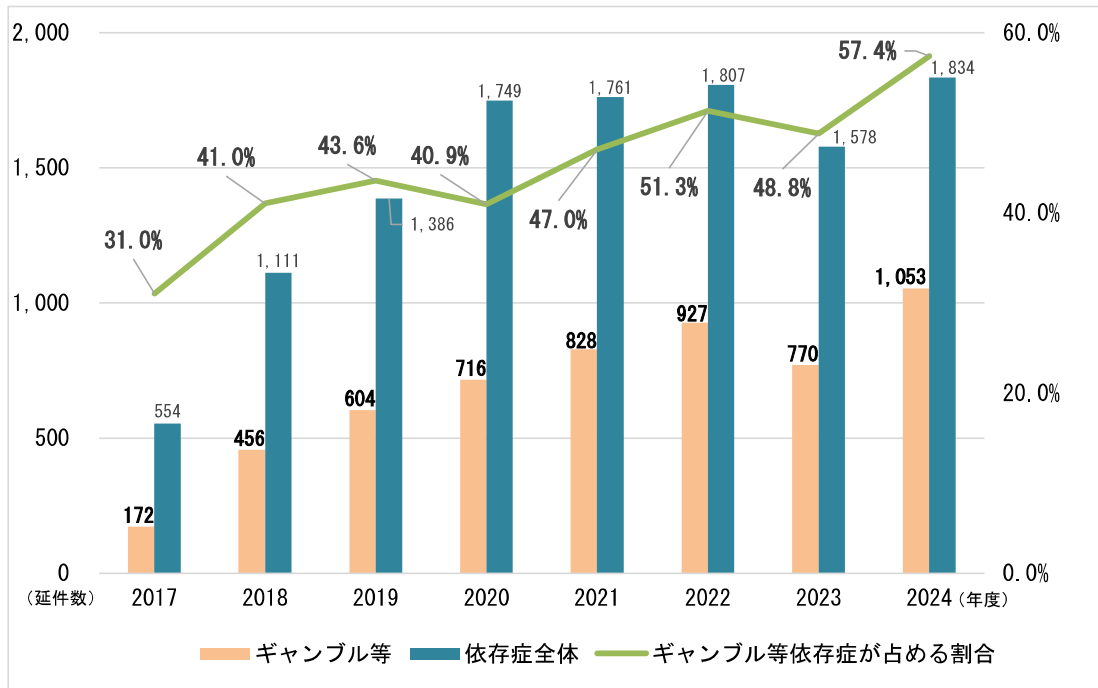
なお、同調査の対象年齢は、18歳から74歳で、「ギャンブル等依存が疑われる者」の男女別割合は、男性2.8%、女性0.5%です。本県の推計人口(2024年10月1日現在)に、この年齢・割合をあてはめた場合、男性は約7万5千人、女性は約1万3千人、全体で約8万8千人となります。

(3) ギャンブル等依存症問題の状況

ギャンブル等依存症問題については、精神保健福祉センターや保健所、消費生活相談窓口、多重債務相談窓口において相談支援等が行われています。

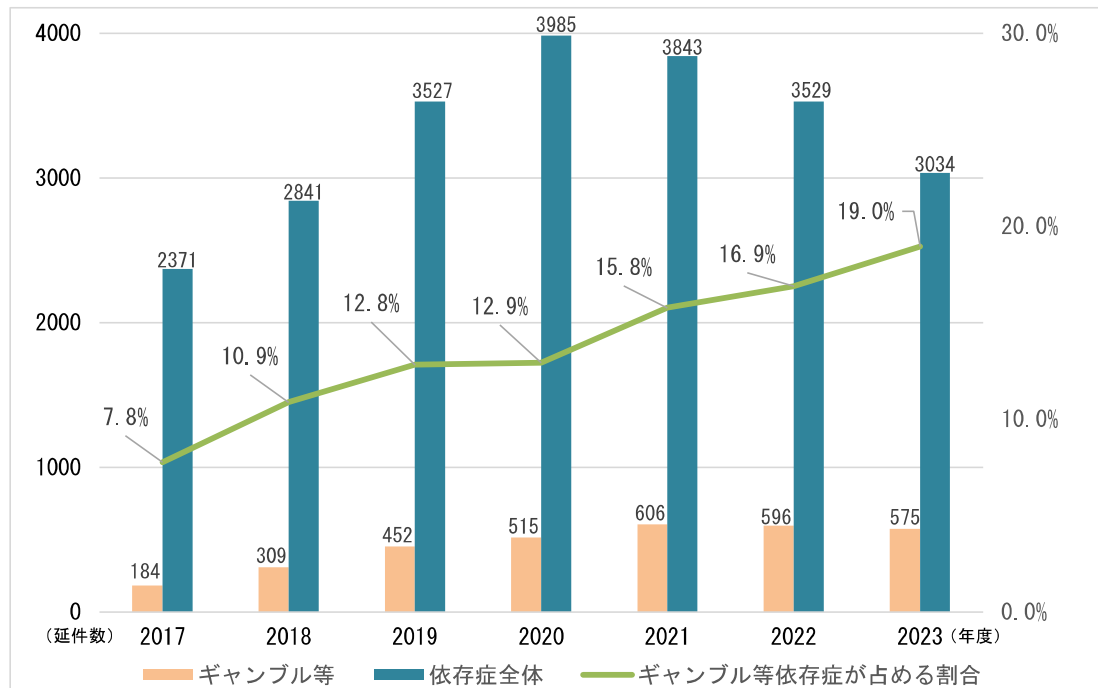
* ギャンブル等依存症問題とは、「ギャンブル等依存症及びこれに関連して生ずる多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の問題」を指します。

◇精神保健福祉センター（愛知県及び名古屋市）における依存症に関する相談件数



本県におけるギャンブル等依存症に関する相談件数は年々増加し、2024年度には1,053件となっています。そのうち、ギャンブル等依存症に関する相談が占める割合は、近年約50%前後で推移しています。

◇保健所及び市町村（愛知県及び県内市町村）における依存症に関する相談件数



本県の依存症に関する相談件数は、2021年度以降減少し、2023年度は3,034件となっています。しかし、ギャンブル等依存症に関する相談が占める割合は年々増加し2023年度は19.0%となっています。

Ⅲ ギャンブル等依存症対策の方向性

基本理念及び基本的な考え方にに基づき、以下の4つの分野における対策を推進します。

1 発症予防

- ・ギャンブル等依存症問題に関する知識の普及
- ・関係事業者におけるアクセス制限の取組等の適切な運用及び周知

2 進行・再発予防及び回復支援

- ・ギャンブル等依存症である者及びその家族に対する相談支援体制の整備
- ・専門的な医療の提供等を行う医療機関の整備
- ・民間団体による活動等に対する支援及び連携
- ・社会復帰に資するための、支援関係者への知識の周知

3 依存症対策の基盤整備

- ・包括的な連携協力体制の構築等並びに関係事業者における体制整備
- ・依存症対策を効果的に進めていくための調査研究
- ・人材の確保及び養成

4 多重債務問題等への取組

- ・多重債務問題やオンラインカジノ等違法に行われるギャンブル等への取組

第二章 具体的な取組

* **囲み** は、第3期計画から新たに位置づけた主な取組

◇依存症対策の充実・強化に向けた取組

- ・依存症の問題に適切に対応するため、人材養成・研究を主とする「藤田医科大学」と治療・情報発信を主とする「刈谷病院」を新たに「愛知県依存症対策センター」に位置づけ、依存症対策センターを核に総合的な依存症対策を推進
※「愛知県依存症対策センター」については、6ページを参照

I 発症予防

1 予防教育・普及啓発

- ・依存症の理解を深めるための普及啓発
- ・関係事業者による普及啓発及び広告に関する取組
- ・地域における普及啓発及び青少年等に対する普及啓発 等

☆若年者へ向けた普及啓発の強化のため、動画やSNS等を用いた啓発や大学等に対する啓発用資料の周知を行うとともに、依存症に関するポータルサイトを開設
☆当事者の体験談を聞く機会を設けるなどの取組について、高等学校等へ周知

2 関係事業者におけるアクセス制限等

- ・本人・家族申告によるアクセス制限 等

☆アクセス制限制度について、関係事業者に加え、相談窓口においても周知

II 進行・再発予防及び回復支援

1 相談支援

- ・ギャンブル等依存症に関する相談支援及び回復支援

☆ギャンブル等依存症相談拠点における専門相談に加え、より多くの方が利用できるよう、SNS等多様な手段による相談窓口の設置について検討

- ・多重債務相談及び消費生活相談における的確な対応
- ・関係事業者における相談支援や治療につなぐための取組 等

2 家族への支援

3 医療提供体制の整備

- ☆依存症治療拠点機関において医療研修を実施し、医療従事者の人材養成を図るほか、藤田医科大学に依存症医学寄附講座を設置し、依存症に対応できる医師を養成
- ☆藤田医科大学において、依存症専門医療機関等を対象とした研修や連携会議を実施し、人材養成及び医療機関同士の連携を推進
- ☆依存症治療拠点機関において外来や入院医療を行うとともに、支援団体と連携した受診後の支援を実施

4 民間団体の活動に対する支援

5 社会復帰支援

III 依存症対策の基盤整備

1 依存症対策の体制整備

- ・依存症対策センターを核にした総合的な依存症対策の推進
 - ☆依存症対策センターを核に県内の依存症専門医療機関や支援機関・団体と連携して、総合的な依存症対策を推進
- ・包括的な連携協力体制の構築及び支援の実現
- ・関係事業者における責任者等の設置、従業員教育の推進等による体制整備

2 ギャンブル等依存症問題に関する調査研究

- ☆依存症対策を効果的に進めていくための実態調査や研究等を実施

3 人材の確保

IV 多重債務問題等への取組

1 多重債務問題等への取組

- ・多重債務問題への取組
- ・宝くじにおける自主的な取組の推進
 - ☆ギャンブル等依存症に関する普及啓発活動の実施など、自主的な取組の推進に努める

2 オンラインカジノ等違法に行われるギャンブル等への取組

- ・違法なギャンブル等の取締りの強化
- ・オンラインカジノの違法性等の周知
 - ☆オンラインカジノの違法性を周知し、オンラインカジノに関するトラブルに巻き込まれることが無いようにするための広報啓発・教育等を実施

第三章 ギャンブル等依存症対策の推進体制と進行管理等

- ギャンブル等依存症問題に関する他の施策との連携が図られるよう、相互に必要な連絡・調整を行いつつ本計画の取組を推進します。
- 計画の目標の達成状況や施策の進捗状況については、有識者等により構成されるギャンブル等依存症対策推進協議会において意見聴取し、進行管理を行います。
- 計画に係る取組を広く県民へ周知し、ギャンブル等依存症問題に対する啓発を行うために、ウェブページ等を活用し計画を公表するとともに、ギャンブル等依存症問題啓発週間等の機会をとらえ、計画に関する積極的な周知を行います。

◇愛知県依存症対策センターについて

1 名称

愛知県依存症対策センター

※県内の医療系大学で唯一の「依存症専門医療機関」である藤田医科大学と3依存症すべての「依存症治療拠点機関」である刈谷病院それぞれを「愛知県依存症対策センター」に位置づけ

2 開設時期

2026年4月（予定）

3 取組内容

人材養成・研究を主とする藤田医科大学と、治療・情報発信を主とする刈谷病院の両輪で、県内の専門医療機関等と連携して、依存症対策の強化を図る。

愛知県依存症対策センター（2026年4月開設予定）

藤田医科大学【人材養成・研究】

①寄附講座

依存症に対応できる医師を養成（専門研修にて実施）

②医療専門研修【新規】

専門医療機関等を対象とした研修を実施

③連携会議【新規】

医療機関との連携推進のため、連携会議を設置

④調査研究【新規】

県の依存症施策に資する実態調査や研究を実施

刈谷病院【治療・情報発信】

①専門外来、入院治療

専門プログラムを用いた外来医療や、専門の医師による入院医療を実施

②受診後の支援【拡充】

地域の支援団体へつなぐなど、受診後の支援を実施

③医療機関向け研修等

精神科医療機関対象の専門医療機関になるための研修や、専門相談を実施

④情報発信事業【拡充】

依存症に関するポータルサイトを開設

依存症専門医療機関

依存症に関する専門的な医療を提供できる医療機関

・アルコール	13か所
・薬物	6か所
・ギャンブル等	5か所

※依存症ごとに、**依存症治療拠点機関**（地域の治療拠点となる機関）も選定

※各医療機関において、受診等に関する相談も実施。

地域の支援機関・団体

○相談支援機関

- ・本人及び家族等への相談支援
- ・回復支援プログラムの実施
- ・依存症に関連した問題の相談支援等

○自助グループ

- ・当事者同士のミーティング活動等

○民間団体

- ・講演会の開催など、依存症対策の普及啓発や相談支援の実施等